

★賢く★
みんなの
年金学

ねんきん ダイヤル



社会保険庁では、このほど「ねんきんダイヤル」サービスを開始しました。
このサービスは、年金に関する電話での相談について、これまでの年金電話相談センター（全国23カ所）と社会保険業務センター中央年金相談室の電話番号を2つの全国共通電話番号に集約し、ネットワーク化により効率を図るというものです。

電話番号は、

- ▶年金請求などの年金相談が **0570-05-1165** (イイロウゴ) 番
 - ▶年金を受けている方の年金相談が **0570-07-1165** (イイロウゴ) 番
- 受付時間は午前8時30分から午後5時までです（土・日・祝日を除く）。
●「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センターなどのうち、回線が空いている所につながります。
●通話料金は一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用できます。
●電話機の設定、PHS電話機によってはご利用できない場合がありますので、ご注意ください。このような場合は、他の電話機でお掛け直しいただくか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

※なお、年金電話相談センター（全国23カ所）、社会保険業務センター中央年金相談室のこれまでの電話番号は、ご利用になれませんのでご注意ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

熊本県立劇場舞台芸術ネットワーク事業
ウイングまつばせ自主文化事業

(熊本バレエ劇場)

《第1部》

「バレエのお話とピアノ演奏」

《第2部》

"くるみ割り人形"



と き **12月4日(日)**
開場13:30 開演14:00
ところ "ウイングまつばせ"文化ホール

出演者 熊本バレエ研究所セレクトメンバー
ゲスト ホワン カイ(東京シティバレエ団)
出演 江本 拓(山路瑠美子バレエ研究所・新国立劇場)
登坂 太頼(執行バレエスタジオ)

チケット 一般 2,000円 高校生以下 1,000円
(全席自由、当日券は500円増し)
取扱所 ウイングまつばせおよび教育委員会各
教育分室(旧各町公民館)、フレンド、
パルシェ、交通センタープレイガイド

問合せ先 教育委員会文化課 ☎33-1119
ウイングまつばせ ☎32-5555

ウイング情報

チ
ケ
ツ
ト

絶
賛
発
売
中
!!

人権週間12月4日(日)～10日(土)・人権デー12月10日(土)

「第57回人権週間」強調事項

- 女性の地位を高めよう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

12月4日(日)～10日(土)は「第57回人権週間」です
この人権週間が生まれるきっかけとなった「世界人権宣言」は1948年12月10日国連総会において採択され、人権尊重が平和の基礎であることを国際社会に強く訴えま

その後、国内外でさまざま

な法整備や啓発活動がなされ、たにもかかわらず、人権が保障されない痛ましい紛争や事件が毎日のように繰り返されています。
幸せな暮らしは人権が守られることなしには考えられせん。まずは、身近な人権から、正しく知り、正しく考え、そして、正しく行動しましょう。

困り事、心配事の相談はありませんか？ 無料人権相談所を開設します

皆さんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困り事や心配事がありましたら、法務局や人権擁護委員にご相談ください。

いじめ・体罰、家庭内、隣近所、借地、借家、名誉・信用、金銭トラブル、障害者差別、部落差別、相続・遺言、外国人差別などの人権問題の相談に応じています。

人権週間を記念して、下記の場所で特設相談所が開設されます。相談は無料で秘密は固く守られます。

期 日	時 間	場 所
12月 6日(火)	13:00～16:00	小川総合文化センター「ラポート」
12月 9日(金)	10:00～15:00	松橋公民館
12月12日(月)	13:00～16:00	豊野保健センター
12月13日(火)	13:00～16:00	三角センター
12月21日(水)	13:00～16:00	不知火公民館

人権擁護委員とは

地域の住民で人格見識が高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護について理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された方々です。

人権擁護委員の仕事は

- ★皆さんの人権が侵されないように監視すること
- ★もし、人権を侵された人がいた場合には相談相手になって救済すること
- ★人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発に努めること

問
合
せ
先

熊本地方法務局宇土支局) ☎ 22-0320
宇土人権擁護委員協議会)
子どもの人権110番 ☎ 096-364-0415
女性の人権ホットライン ☎ 096-364-0417
熊本地方法務局)
熊本人権擁護委員連合会) ☎ 096-364-2145

育てよう一人一人の人権意識
—思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

人権啓発課
☎ 32-1111
(内線245・246)